

三宅村 障害福祉計画

第4期（平成27年度～平成29年度）

平成27年3月

三宅村

目 次

1	計画策定の背景	・・・	1
2	障害福祉計画の理念	・・・	2
3	三宅村における人口・障害者数の推移	・・・	3
	(1)人口		
	(2)障害者データ		
4	基本目標	・・・	7
	(1)施設入所者の地域生活への移行		
	(2)入院中の精神障害者の地域生活への移行		
	(3)地域生活支援拠点数		
	(4)福祉施設から一般就労への移行等		
5	指定障害者福祉サービス見込量	・・・	10
6	地域生活支援事業	・・・	12
7	アンケート調査及び結果	・・・	14
8	三宅村障害福祉計画策定委員名簿	・・・	31
9	開催経過	・・・	32
10	三宅村障害福祉計画策定委員会設置及び要綱	・・・	33

1 計画策定の背景

国(厚生労働省)は、「障害者が地域で安心して暮らせる社会・障害者が当たり前働ける社会・すべての国民がともに暮らす地域社会」の実現を目指した障害者自立支援法を制定し、平成18年4月1日から一部施行、平成18年10月1日より全面施行しました。

また、同法第87条第1項に基づき厚生労働大臣は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年6月26日、厚生労働省告示第395号)」を定め、市区町村は同法第88条第1項に基づき、「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」を定める事となりました。

そこで、三宅村では平成17年度に第1期障害福祉計画(平成18～20年度)、平成20年度には第2期福祉計画(平成21～23年度)、平成23年度には第3期福祉計画(平成24～26年度)を策定してきました。

さらに、国(厚生労働省)は、「障害者の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する」ために、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)を平成25年4月1日より施行させました。

それに伴い、三宅村では同法第88条第1項に基づき、平成26年度において第3期障害福祉計画を見直して、第4期障害福祉計画(平成27～29年度)を策定しました。

2 障害福祉計画の理念

障害のある人もない人も、誰しものが地域で支えあいながら暮らす事のできる環境づくりは、ノーマライゼーションの考え方に基づく障害福祉の基本となるものです。

平成17年2月の噴火による避難解除を経て、島での暮らしが落ち着きを取り戻した現在、障害福祉についても、これまで以上の取り組みを進めていく必要があります。

また、火山との共生の中で、災害弱者である障害者の安全確保への取り組みも必要になります。

そこで、三宅村において、障害者が安全に、安心して暮らすことのできる「ふるさと」づくりを進め、自立や社会参加の促進を目指します。

三宅村の基本理念

1 【安全・安心】

障害者が安全に安心して暮らせる村づくり

2 【共生・理解】

地域で支えあいのできる村づくり

東京都の基本理念

1 【安心】 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

2 【就労】 障害者が当たり前働ける社会の実現

3 【共生】 すべての都民がともに暮らす地域社会の実現

3 三宅村における人口・障害者数の推移

(1) 人口

(各年とも4月1日現在の住民基本台帳人口・単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人口	2,832	2,853	2,823	2,791	2,769	2,721	2,746	2,722	2,686

(2) 障害者データ

① 身体障害者数

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
手帳保持者	148	151	150	133	137	136	145	152	162
人口に対する 障害者割合	5.2%	5.3%	5.3%	4.8%	4.9%	5.0%	5.3%	5.6%	6.0%
うち、65歳以上				96	101	102	109	115	121
障害者における 65歳以上割合				72.2%	73.7%	75.0%	75.2%	75.7%	74.7%

※ 65歳以上は介護保険制度が優先になります。

・手帳の内訳

〈級別〉

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1級	35	36	35	35	37	39	38	42	46
2級	21	27	34	39	38	36	38	39	39
3級	38	37	30	23	26	26	29	29	29
4級	35	33	32	18	17	18	24	25	30
5級	12	11	11	11	12	12	10	10	10
6級	7	7	8	7	7	5	6	7	8
合計	148	151	150	133	137	136	145	152	162

〈障害内容別〉

重複あり

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
上肢	99	43	44	43	44	40	40	42	43	
下肢		68	76	73	75	74	83	87	90	
体幹		31	30	26	25	24	27	30	30	
視覚	10	13	14	12	13	11	11	10	9	
聴覚	18	19	15	11	12	10	11	11	13	
音声・言語	9	9	9	8	9	7	6	6	6	
そしゃく	26		2	2	2	2	2	2	2	
呼吸器		5	5	4	5	3	2	2	2	
じん臓		4	3	1	2	6	3	2	4	
膀胱直腸		3	3	2	2	3	4	2	4	
心臓		12	12	16	17	16	17	20	21	
合計		162	207	213	198	206	196	206	214	224

② 知的障害者数

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
手帳保持者	29	31	27	28	29	28	27	27	30
人口に対する障害者割合	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%
うち、65歳以上		4	4	5	5	4	4	4	4
障害者における65歳以上割合		12.9%	14.8%	17.9%	17.2%	14.3%	14.8%	14.8%	13.3%

※ 65歳以上は介護保険制度が優先になります。

・手帳の内訳

〈級別〉

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2度	5	5	5	5	5	5	5	5	5
3度	15	15	12	12	13	12	12	12	13
4度	9	11	10	11	11	11	10	10	12
合計	29	31	27	28	29	28	27	27	30

③ 精神障害者数

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
精神障害者手帳保持者	13	13	17	16	19	20	21	20	21
総人口に対する障害者割合	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	0.8%
うち、65歳以上		0	1	2	2	1	9	6	6
障害者数に対する65歳以上割合		0.0%	5.9%	12.5%	10.5%	5.0%	42.9%	30.0%	28.6%

※ 65歳以上は介護保険制度が優先になります。

・手帳の内訳

〈級別〉

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1級		3	4	3	3	2	2	2	2
2級	13	7	9	10	12	15	14	13	13
3級		3	4	3	4	3	5	5	6
合計	13	13	17	16	19	20	21	20	21

(備考)

・自立支援医療(精神通院)

…精神通院時に医療機関・薬局での自己負担を1割に助成する制度

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
受給者証所持者	23	32	30	33	36	37	37	36	37

④ 難病医療

… 難病に係る医療費を助成する制度

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
医療券所持者								23	27

※ 障害者総合支援法の施行に伴い、障害福祉サービスの対象に難病が追加(平成25年4月から)

⑤ 施設利用状況

複数利用者あり

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体・授産施設	2	2	2	1	0	0			
身体・療護施設	1	1	0	0	0	0			
知的・更生施設	8	8	8	6	3	1			
知的・通勤寮	0	0	0	0	0	0			
知的・生活寮	4	0	0	0	0	0			
居宅介護	0	0	2	2	0	0	0	0	0
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行動援護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活介護	0	0	0	4	8	10	11	11	11
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	1	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練) 【宿泊型自立訓練】	0	0	0	0	0	0	1	1	1
就労移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援(B型)	0	0	0	0	0	0	0	1	1
療養介護	1	1	1	1	1	1	3	3	3
短期入所	0	0	0	0	1	0	0	0	0
共同生活援助	0	5	4	4	2	2	3	3	5
共同生活介護	0	0	1	1	3	3	3	2	
施設入所支援	0	0	0	4	7	9	10	10	10
計画相談支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	16	17	18	24	25	26	31	31	31

(備考)

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
障害児施設	2	2	2	2	2	2	2	2	2

※ 障害児に対する福祉サービスの実施主体が都から市町村へ移行(平成24年4月から)

⑥ 障害支援区分認定者数

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
6						5	4	5	6
5						2	2	1	2
4						5	5	5	5
3						1	1	1	1
2						3	2	2	2
1						2	2	2	3
支援区分なし						3	3	3	1
合計						21	19	19	20

※平成25年度以前については、障害程度区分認定者数

⑦ 村内における事業所数

(各年とも4月1日現在・単位：事業所数)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
居宅介護	0	1	1	1	0	0	0	0	0

4 基本目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数 値		考 え 方
平成25年度末の施設入所者数	9	人	平成26年3月31日現在の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	1	人	平成29年度末までに施設入所からGH等へ地域移行する予定の者の数
	9.1	%	

※目標値は「12%以上が地域生活へ移行する」との東京都の考え方に基づき設定した。

第3期障害福祉計画においては、平成17年度末に施設入所していた11名の身体・知的障害者のうち、9%にあたる1名が地域での生活が送れるよう環境を整備するという目標を立てました。実績は2名となり目標を達成しましたが、現在の入所者の多くは重度の方や重複障害の方で今後の移行については、困難になることが見込まれます。今後は計画相談支援におけるサービス等利用計画を考慮して、地域生活への移行を支援します。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院に入院しており、受け入れ条件が整えば退院が可能な精神障害者の平成29年度末までの削減目標を定める。

精神科病院から地域生活への移行を推進するためには区市町村及び、東京都が精神科病院や障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携し、それぞれの役割において支援に取り組む必要がある。

現況での入院者数の把握は困難な為、本村は削減数値目標は定めないが、地域生活に移行した精神障害者が安心して生活出来るよう関係機関と連携を図り、地域における総合的な支援体制の整備を図ります。

(3) 地域生活支援拠点数

項目	数 値		考 え 方
【目標値】 平成29年度末までの整備数	1	箇所	平成29年度末までに地域生活支援拠点又は面的な体制を整備する数

※目標値は「各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することが基本」との東京都の考え方に
基づき設定した。

第4期障害計画では、地域において求められる相談、体験の機会・場の提供、地域の体制づくり等の
機能を集約した拠点を整備することが新たに求められています。三宅村においては、関係機関が連携
を図り、機能を担う面的な整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数 値		考 え 方
平成24年度の年間 一般就労移行者数	0	人	平成24年度において一般就労した者の数
【目標値】 平成29年度の年間 一般就労移行者数	1	人	平成29年度において一般就労すると考えられる者の数
		倍	

※目標値は「平成24年度実績の2倍以上を目指す」との東京都の考え方に
基づき設定した。

三宅村において、福祉施設から一般就労した方はおりませんが、障害者就労支援施設(就労
移行支援事業所及び就労継続支援A型・B型)を通じた支援を図ります。

項目	数 値		考 え 方
平成25年度末の就労移行支援事業所の利用者数	0	人	平成25年度末における就労移行支援事業所の利用者数
【目標値】 平成29年度末の就労移行支援事業所の利用者数	0	人	平成29年度末における就労移行支援事業所の利用者数
		倍	

※目標値は「国の基本指針で設定している一律の目標は設定せず、各地域の実情に応じて必要な量を見込む」との東京都の考え方にに基づき設定した。

第4期障害計画から目標を定めることとなりましたが、三宅村内に事業所を立ち上げることは困難と考えます。

項目	数 値		考 え 方
【目標値】 平成29年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	0	%	平成29年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

※目標値は「就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上を目指す」との東京都の考え方にに基づき設定した。

第4期障害計画から目標を定めることとなりましたが、三宅村内に事業所を立ち上げることは困難と考えます。

5 指定障害福祉サービス見込量

・障害福祉サービス

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	H26.12.1	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ時間分	0	0	0	0
重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ時間分	0	0	0	0
同行援護	視覚障害者に、外出先で代筆、代読、移動、排泄、食事等の支援を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ時間分	0	0	0	0
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ時間分	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ時間分	0	0	0	0
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	実利用者数	人分	11	11	12	11
		サービス量	延べ日分	242	242	264	242
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	実利用者数	人分	0	0	0	0
		サービス量	延べ日分	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練) 【宿泊型自立訓練】	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	実利用者数	人分	0	0	0	0
		サービス量	延べ日分	0	0	0	0
就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	実利用者数	人分	0	0	0	0
		サービス量	延べ日分	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	雇用型の就労や生産活動の機会の提供を行います。	実利用者数	人分	0	0	0	0
		サービス量	延べ日分	0	0	0	0
就労継続支援(B型)	就労や生産活動の機会の提供を行います。	実利用者数	人分	1	1	1	1
		サービス量	延べ日分	22	22	22	22
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	実利用者数	人分	3	3	3	3
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	0	0	0	0

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	H26.12.1	H27年度	H28年度	H29年度
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。	実利用者数	人分	6	6	6	7
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	実利用者数	人分	10	10	11	10
計画相談支援 【セルフプラン作成】	サービス等利用計画の作成を行います。	実利用者数	人分	0	17	18	18
地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、居住の確保その他の地域における生活移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	実利用者数	人分	0	2	2	2
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。	実利用者数	人分	0	0	0	0

・ 障害児支援

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	H26.12.1	H27年度	H28年度	H29年度
児童発達支援	障害児に対する支援を行う身近な療育の場を提供する。	実利用者数	人分	0	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	0	0	0	0
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状況により、治療も行います。	実利用者数	人分	0	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	0	0	0	0
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。	実利用者数	人分	0	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	0	0	0	0
保育所等訪問支援	訪問により、集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する。	実利用者数	人分	0	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	0	0	0	0
福祉型児童入所支援 医療型児童入所支援	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う。	実利用者数	人分	0	0	0	0
障害児相談支援 【セルフプラン作成】	サービス等利用計画の作成を行います。	実利用者数	人分	0	0	0	0

6 地域生活支援事業

障害を持つ方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにニーズを踏まえて、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で、三宅村の創意工夫により事業の詳細を決定し、効果的・効率的な取り組みを行います。

今後、三宅村においては障害を持つ方やその家族の高齢化に配慮して、成年後見制度利用支援事業の検討を重ねて、実施に向けて取り組んでいきます。

(各年度とも3月末現在)

事業名		事業内容	区分	H26.12.1	H27年度	H28年度	H29年度
1	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者(児)の理解を深めるための研修や啓発を行う。	実施有無	無	有	有	有
2	自発的活動支援事業	障害者(児)やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行う。	実施有無	無	無(検討)	無(検討)	無(検討)
3	相談支援事業	障害者(児)やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う。	実施箇所	1	1	1	1
4	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者等であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行う。	実施有無	無	無(検討)	無(検討)	有
5	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。	実施有無	無	無(検討)	無(検討)	無(検討)
6	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行う。	実施有無	無	無(検討)	無(検討)	無(検討)
7	日常生活用具給付等事業	重度障害のある障害者(児)に対し、日常生活用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う。	利用件数	0	1	0	1
	①介護訓練支援		利用件数	0	0	1	0
	②自立生活支援		利用件数	0	1	0	1
	③在宅療養等支援		利用件数	0	0	1	0
	④情報・意思疎通支援		利用件数	8	12	24	24
	⑤排泄管理支援		利用件数	0	0	0	1
⑥居宅生活動作補助用具	利用件数						

(各年度とも3月末現在)

事業名	事業内容	区分	H26.12.1	H27年度	H28年度	H29年度
8 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員の養成・研修を行う。	実施有無	無	無 (検討)	無 (検討)	無 (検討)
9 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者(児)に、外出のための支援を行う。	実施有無	無	無 (検討)	無 (検討)	無 (検討)
10 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う。	実施箇所	1	1	1	1
		利用者数	6	6	7	8
11 身体障害者用自動車改造費助成事業	下肢・体幹機能障害者1級、2級の者が就労等により自動車の改造を行う場合に補助を行う。	利用件数	0	0	1	0
12 心身障害者自動車運転教習費助成事業	障害者の自動車運転免許取得に対して補助を行う。	利用件数	0	0	0	1
13 障害者地域自立支援協議会	関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う。	実施有無	無	無 (検討)	有	有

7 その他

- (1) 島内における障害福祉サービス事業所(居宅介護)の立ち上げについての支援を検討していきます。
- (2) 島内における障害者の就労場所について検討していきます。
- (3) 障害福祉サービス等の利用対象者への情報提供や、障害者への理解を深めるための住民に対する啓発をしていきます。

みやけむら しょうがい ふくし けいかく
三宅村障害福祉計画に係るアンケート

とい せいべつ
問 1 あなたの性別についてあてはまるものに○をつけてください。

- おとこ おんな
① 男 ② 女

とい ねんれい
問 2 あなたの年齢についてあてはまるものに○をつけてください。

- さい さい さい さい
① 0歳 ~ 19歳 ② 20歳 ~ 29歳
さい さい さい さい
③ 30歳 ~ 39歳 ④ 40歳 ~ 49歳
さい さい さい さい
⑤ 50歳 ~ 59歳 ⑥ 60歳 ~ 69歳
さい さい さい さい さいいじょう
⑦ 70歳 ~ 79歳 ⑧ 80歳 ~ 89歳 ⑨ 90歳以上

とい どうきよ かた こた
問 3 同居されている方がいるか○をつけてください。また、「いる」と答
かた じしん どうきよしゃ にんずう きにゆう
えられた方は、ご自身をのぞいた同居者の人数も記入してください。

- ① いる (人) 「いる」場合は、(1)にも
② いない お答えください。

どうきよ かた ぞくがら
(1) 同居されている方の続柄すべてに○をつけてください。

- ちちおや ははおや きょうだいしまい
① 父親 ② 母親 ③ 兄弟姉妹
そふ そぼ はいぐうしゃ
④ 祖父 ⑤ 祖母 ⑥ 配偶者
こ た
⑦ 子 ⑧ その他 ()

とい げんざい す ちく
問 4 現在、お住まいの地区のあてはまるものに○をつけてください。

- | | | |
|------|------|-------|
| かみつき | い ず | い が や |
| ① 神着 | ② 伊豆 | ③ 伊ヶ谷 |
| つぼた | あ こ | とうがい |
| ④ 坪田 | ⑤ 阿古 | ⑥ 島外 |

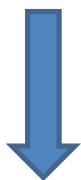
とい げんざい も
問 5 現在、お持ちであるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| しんたいしょうがいしやてちよう | せいしん ほけん ふくしてちよう |
| ① 身体障害者手帳 | ② 精神保健福祉手帳 |
| あい てちよう | じりつ しえん いりよう せいしん つういん |
| ③ 愛の手帳 | ④ 自立支援医療(精神通院) |

とい げんざい しゅうろう
問 6 現在、就労をされていますか？あてはまるものに○をつけてください。

- | | |
|----------|-----------|
| しゅうろう | しゅうろう |
| ① 就労している | ② 就労していない |

しゅうろう ばあい
「就労していない」場合は、
こた
(1)・(2)にもお答えください。



へいじつ おも かつどう ばしょ
(1) 平日、主に活動している場所はどこですか？あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|----------|-----------|
| じたくない | にゅうしょせつない |
| ① 自宅内 | ② 入所施設内 |
| た | |
| ③ その他() | |

しゅうろう おも
(2) 就労したいと思っていますか？あてはまるものに○をつけてください。

- | | |
|-----------|-------------------|
| つよ おも | しよくば おも |
| ① 強く思っている | ② いい職場があれば、したいと思う |
| おも | |
| ③ 思わない | |

とい ねんかん しゅうにゆうがく

問 7 1年間の収入額について、あてはまるものに○をつけてください。

- ① なし
- ② 1円 ～ 200,000円
- ③ 200,001円 ～ 400,000円
- ④ 400,001円 ～ 600,000円
- ⑤ 600,001円 ～ 800,000円
- ⑥ 800,001円 ～ 1,000,000円
- ⑦ 1,000,001円 ～ 1,250,000円
- ⑧ 1,250,001円 ～
- しゅうにゆう ばあい うちわけ こた
収入がある場合は、内訳にもお答えください。
- きゅうりょう
① 給料
ねんきん
② 年金
ふくし てあて
③ 福祉手当
せいかつ ほご
④ 生活保護
た
⑤ その他
()

とい にちじょうせいかつ こま

問 8 日常生活で困っていることすべてに○をつけてください。

- かざん
① 火山ガス
- きんせんめん
② 金銭面
- きんじょ づ あ
③ 近所付き合い
- そうだんあいて
④ 相談相手
- しゅうろう
⑤ 就労
- しょうらい ふあん
⑥ 将来への不安
- とく
⑦ 特になし
- た
⑧ その他
- ()

とい 日常生活での悩みを相談できる人がいるか○をつけてください。
にちじょうせいかつ なや そうだん ひと

- ① いる ② いない



「いる」場合は、(1)・(2)にもお答えください。
ばあい こた

相談できる人が住む場所すべてに○をつけてください。
そうだん ひと す ばしょ

- ① 同じ地区にいる ② 島内にいる ③ 島外にいる
おな ちく どうない どうがい

(2) 相談できる人とあなたとの関係について、あてはまるものすべてに○をつけてください。
そうだん ひと かんけい

- ① 同居家族 ② 親族 ③ 近所の人
どうきよ かぞく しんぞく きんじよ ひと
④ 別居家族 ⑤ 友人 ⑥ 福祉関係者
べつきよ かぞく ゆうじん ふくしかんけいしゃ
⑦ その他 ()
た

とい 災害時(噴火、火山ガス、火事、台風等)の避難について、あてはまるものに○をつけてください。
さいがいにじ ふんか かざん かじ たいふうとう ひなん

- ① 避難できる ② 避難できない
ひなん ひなん



「避難できない」場合は、
(1)にもお答えください。
ひなん ばあい こた

(1) 避難できない理由すべてに○をつけてください。
ひなん りゆう

- ① 日中に家族が外出している ② 頼れる人がいない
にっちゅう かぞく がいしゅつ たよ ひと
③ 避難先が分からない ④ 車などの移動手段がない
ひなんさき わか くるま いどうしゅだん
⑤ 体が不自由である ⑥ 放送がよく聞き取れない
からだ ふじゆう ほうそう き と
⑦ その他 ()
た

※今後、ご相談いただければと思います。
こんご そうだん おも

とい みやけむら よ りよう
問11 三宅村にあったら良い・利用したいサービスについて、あてはまるもの
すべてに○をつけてください。

- ① 日中に集まれる場所 にっちゅう あつ ばしょ ② 障害を持った方が入所できる施設 しょうがい も かた にゅうしょ しせつ
- ③ 外出のための支援 がいしゅつ しえん ④ 就労につなげる支援 しゅうろう しえん
- ⑤ 訪問サービス（家事・入浴・排せつなどのお手伝いさん） ほうもん かじ にゅうよく はい てつだ
- ⑥ 相談できる場所 そうだん ばしょ ⑦ 手話通訳者の派遣 しゅわつうやくしゃ はけん
- ⑧ 成年後見制度（お金の管理・福祉サービス利用の手続きなどをしてくれる人） せいねんこうけんせいど かね かんり ふくし りよう てつづ ひと
- ⑨ その他 た
()

とい こま みやけむら のぞ じゅう きにゆう くだ
問12 困っていることで三宅村に望むことを自由に記入して下さい。

きょうりよく
アンケートへのご協力、どうもありがとうございました。

みやけむら そんみんせいかつか ふくしがかり つかだ
三宅村 村民生活課 福祉係 塚田

第4期三宅村障害福祉計画に係るアンケート調査

・調査の概要

(1) 目的

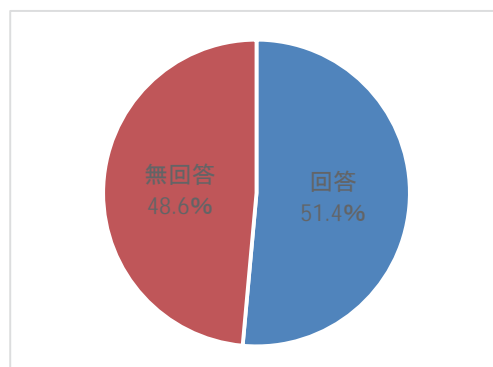
三宅村障害福祉計画の策定にあたり、障害福祉に関するニーズを把握すると共に、今後の施策展開の基礎資料として本調査を実施し、本計画及び今後の障害福祉行政へと反映させることを目的としています。

(2) 調査の実施方法と回収状況

- ・対象者 平成26年9月1日現在において、障害者手帳(身体・知的・精神)及び精神通院受給者証をお持ちの方
- ・調査方法 郵送による配布・回収
- ・調査期間 調査票の設計 平成26年8月
調査の実施 平成26年9月18日(木)から10月31日(金)
集計 平成26年11月

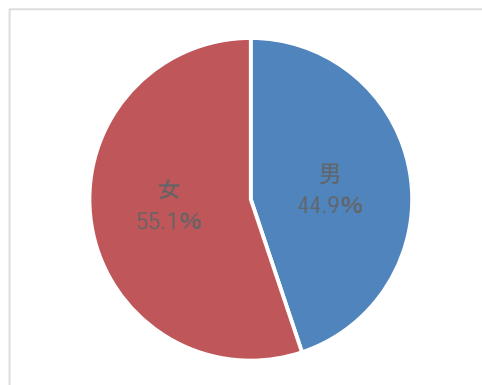
(3) 回収結果

	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
対象者	177	208	100.0%	
回答	116	107	51.4%	
無回答	61	101	48.6%	



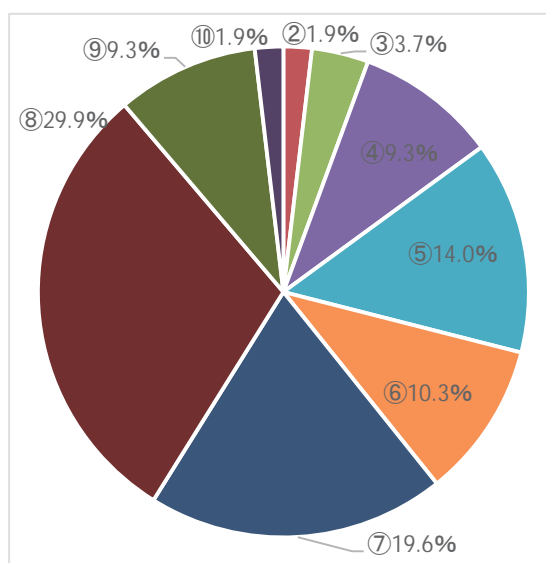
問1 性別

	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
① 男	52	48	44.9%	
② 女	63	59	55.1%	
③ 無回答	1	0	0.0%	
合計	116	107		



問2 年齢層

	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
① 0歳～19歳	1	0	0.0%	
② 20歳～29歳	3	2	1.9%	
③ 30歳～39歳	3	4	3.7%	
④ 40歳～49歳	14	10	9.3%	
⑤ 50歳～59歳	14	15	14.0%	
⑥ 60歳～69歳	14	11	10.3%	
⑦ 70歳～79歳	35	21	19.6%	
⑧ 80歳～89歳	27	32	29.9%	
⑨ 90歳～	4	10	9.3%	
⑩ 無回答	1	2	1.9%	
合計	116	107		

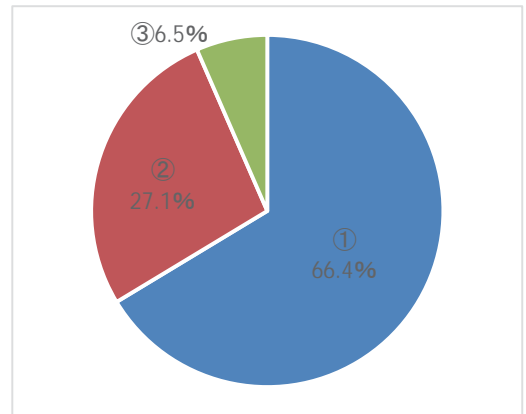


•年齢層「70歳代」と「80歳代」が多く、約半数を占める。

問3 同居者

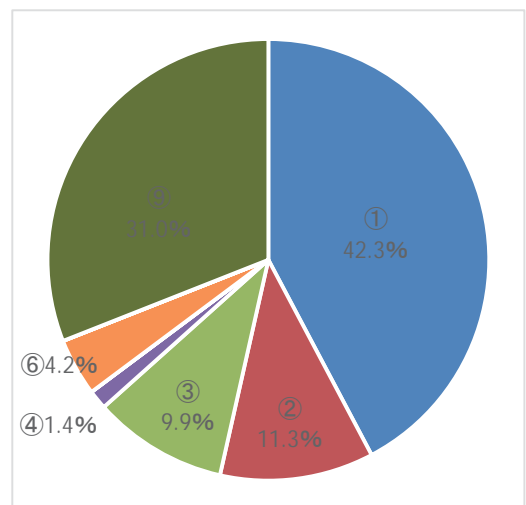
	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
① いる	63	71	66.4%	
② いない	51	29	27.1%	
③ 無回答	2	7	6.5%	
合計	116	107		

・障害者の4人に1人が独居生活を送っていることが分かる。



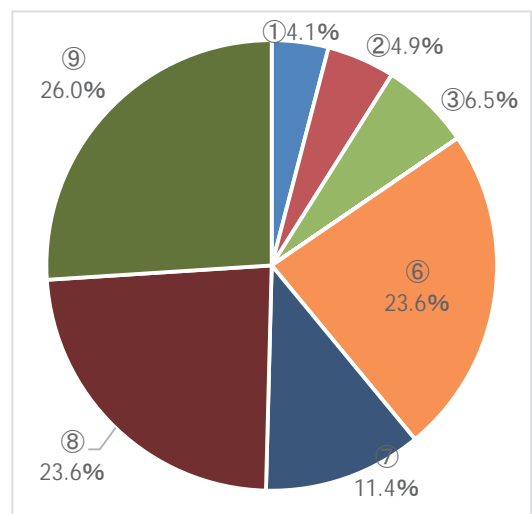
同居者数	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
① 1名	33	30	42.3%	
② 2名	11	8	11.3%	
③ 3名	4	7	9.9%	
④ 4名	4	1	1.4%	
⑤ 5名	1	0	0.0%	
⑥ 6名	1	3	4.2%	
⑦ 7名	2	0	0.0%	
⑧ 45名	1	0	0.0%	
⑨ 無回答	6	22	31.0%	
合計	63	71		

・同居者がいる場合でも「1名だけ」である場合が4割を占める。



複数回答あり

同居者続柄	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
① 父親	7	5	4.1%	
② 母親	7	6	4.9%	
③ 兄弟姉妹	3	8	6.5%	
④ 祖父	0	0	0.0%	
⑤ 祖母	0	0	0.0%	
⑥ 配偶者	27	29	23.6%	
⑦ 子	18	14	11.4%	
⑧ その他	15	29	23.6%	
⑨ 無回答	0	32	26.0%	
合計	77	123		

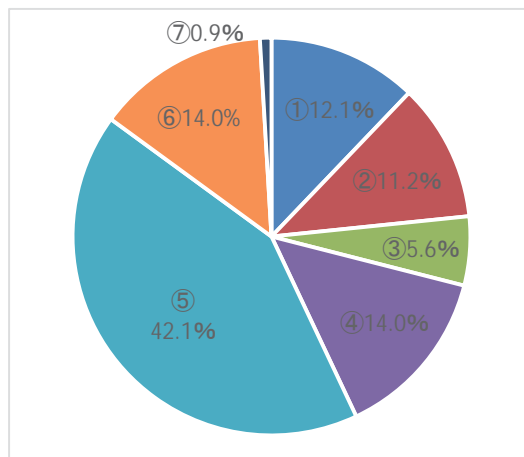


その他 内訳	H20年度	H26年度
	人数	人数
施設入所者	4	23
グループホーム	0	2
世話人	1	0
賃借者	1	0
同居人	1	0
同僚	4	0
孫	2	0
無回答	2	4
合計	15	29

・「配偶者」、「子供」、「施設入所者」と共に生活している場合が多い。

問4 居住地

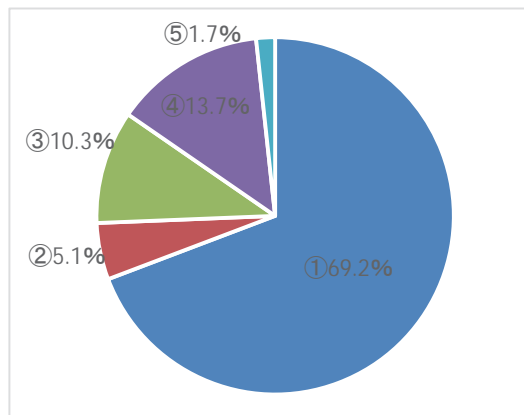
	H20年度	H26年度	
	人数	人数	割合
① 神着	15	13	12.1%
② 伊豆	11	12	11.2%
③ 伊ヶ谷	6	6	5.6%
④ 坪田	14	15	14.0%
⑤ 阿古	50	45	42.1%
⑥ 島外	20	15	14.0%
⑦ 無回答	0	1	0.9%
合計	116	107	



・「阿古地区」が多いのは特別養護老人ホームあじさいの里の入所者が多い為でもある。

問5 手帳種別

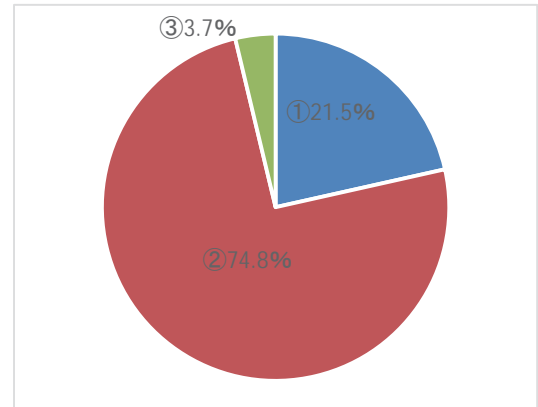
複数回答あり	H20年度	H26年度	
	人数	人数	割合
① 身体障害者手帳	88	81	69.2%
② 精神保健福祉手帳	7	6	5.1%
③ 愛の手帳	16	12	10.3%
④ 精神通院受給者証	14	16	13.7%
⑤ 無回答	0	2	1.7%
合計	125	117	



・「身体障害者手帳の保持者」が2/3以上を占める。

問6 就労

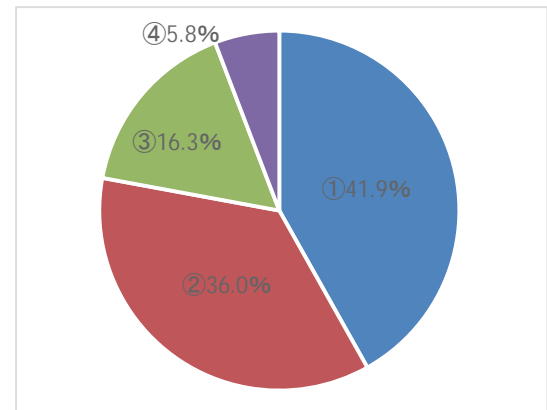
	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
① している	15	23	21.5%	
② していない	86	80	74.8%	
③ 無回答	15	4	3.7%	
合計	116	107		



・高齢者が多い為、就労はしていない。

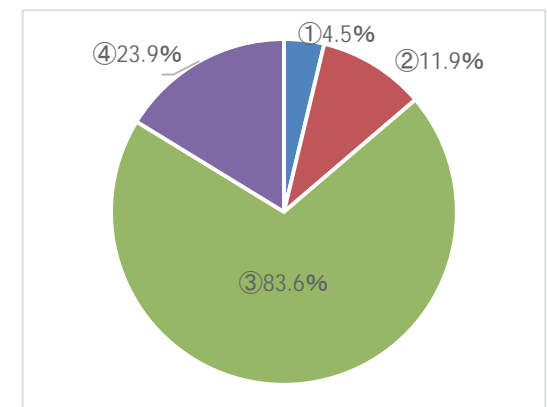
複数回答あり

	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
日中の活動場所				
① 自宅内	48	36	41.9%	
② 入所施設内	31	31	36.0%	
③ その他	8	14	16.3%	
④ 無回答	0	5	5.8%	
合計	87	86		



・日中は自宅で過ごす者が多い。

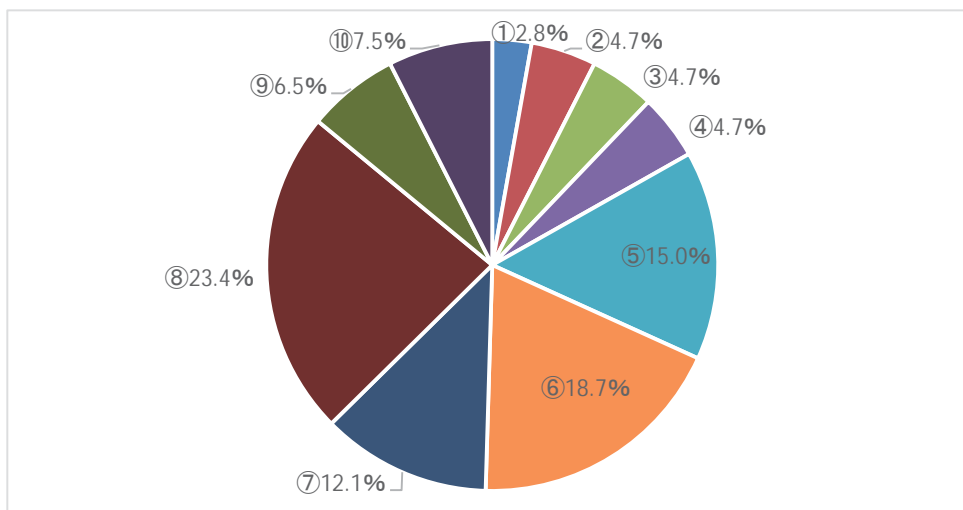
	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
就労希望				
①強く思う	2	3	3.8%	
②良い職場があれば思う	14	8	10.0%	
③思わない	57	56	70.0%	
④無回答	13	13	16.3%	
合計	86	80		



・高齢者が多い為、就労希望はない。

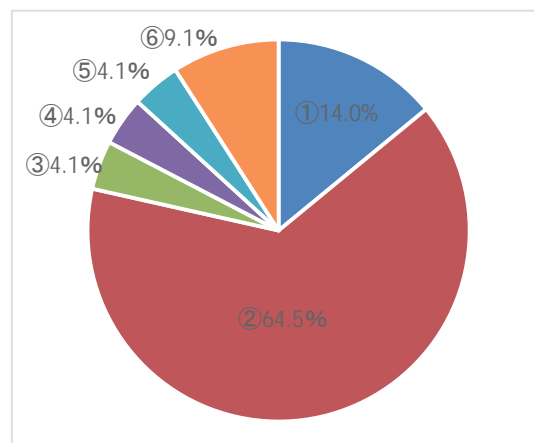
問7 年収

	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
① なし	7	3	2.8%	
② 1円～200,000円	6	5	4.7%	
③ 200,001円～400,000円	9	5	4.7%	
④ 400,001円～600,000円	7	5	4.7%	
⑤ 600,001円～800,000円	13	16	15.0%	
⑥ 800,001円～1,000,000円	11	20	18.7%	
⑦ 1,000,001円～1,250,000円	7	13	12.1%	
⑧ 1,250,001円～	19	25	23.4%	
⑨ 分からない	0	7	6.5%	
⑩ 無回答	37	8	7.5%	
合計	116	107		



・「80万円」を境にして、ほぼ半数に分かれる。

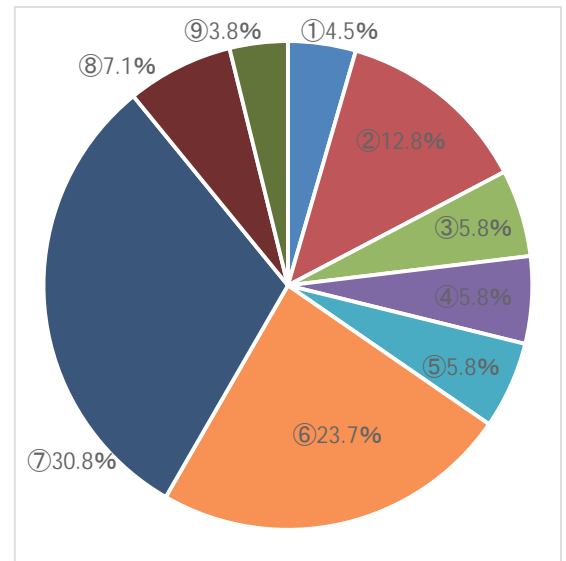
収入内訳	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
① 給料	14	17	14.0%	
② 年金	71	78	64.5%	
③ 福祉手当	12	5	4.1%	
④ 生活保護	5	5	4.1%	
⑤ その他	3	5	4.1%	
⑥ 無回答	11	11	9.1%	
合計	116	121		



・「年金」が約2/3を占める。

問8 日常の悩み

複数回答あり	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
① 火山ガス	31	7	4.5%	
② 金銭面	27	20	12.8%	
③ 近所付き合い	10	9	5.8%	
④ 相談相手	7	9	5.8%	
⑤ 就労	7	9	5.8%	
⑥ 将来不安	51	37	23.7%	
⑦ 特になし	0	48	30.8%	
⑧ その他	11	11	7.1%	
⑨ 無回答	0	6	3.8%	
合計	144	156		

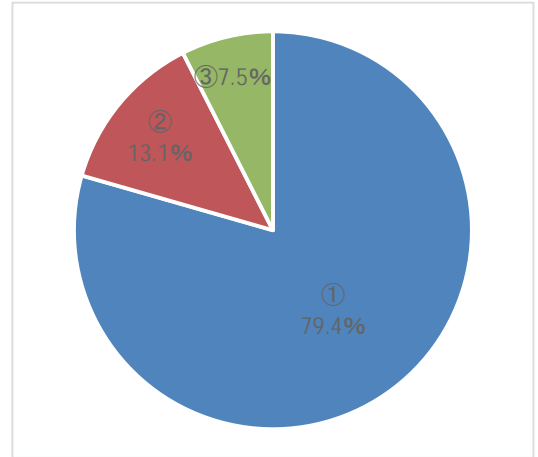


・「将来への不安」が約1/4以上を占める。

その他 内訳
書類が読めないので、福祉面などの手続きが自分では出来ない。
病院から都内に住むようにすすめられている。
施設入所されていますが、高齢に伴い住環境面で支障がでてきている。

問9 相談相手

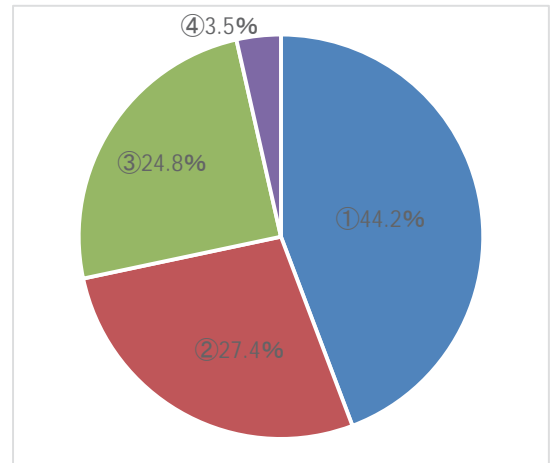
	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
① いる	107	85	79.4%	
② いない	9	14	13.1%	
③ 無回答	0	8	7.5%	
合計	116	107		



・相談相手を持つ方が多い。

複数回答あり

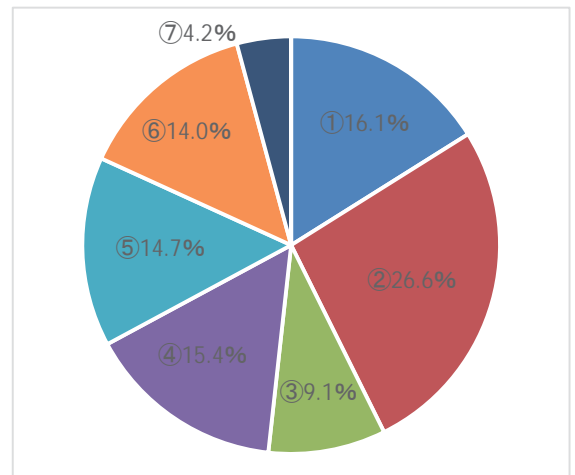
相談相手の場所	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
① 同じ地区	68	50	44.2%	
② 島内	36	31	27.4%	
③ 島外	43	28	24.8%	
④ 無回答	0	4	3.5%	
合計	147	113		



・「同じ地区」にいる場合が多い。

複数回答あり

相談相手	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
① 同居家族	34	23	16.1%	
② 親族	51	38	26.6%	
③ 近所の人	10	13	9.1%	
④ 別居家族	20	22	15.4%	
⑤ 友人	26	21	14.7%	
⑥ 福祉関係者	48	20	14.0%	
⑦ その他	9	6	4.2%	
⑧ 無回答	0	0	0.0%	
合計	198	143		

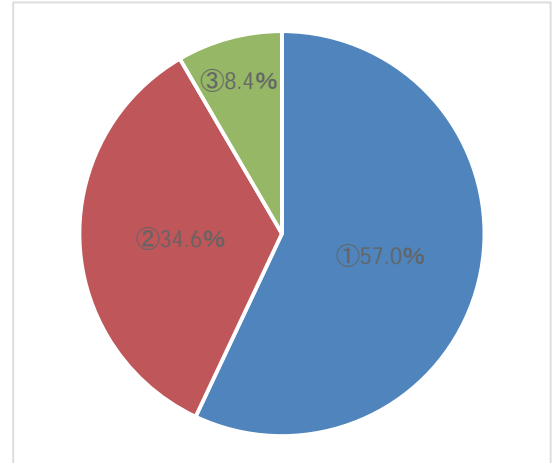


・「親族」、「同居家族」、「別居家族」で半数を占める。

問10 災害避難

	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
① できる	63	61	57.0%	
② できない	43	37	34.6%	
③ 無回答	10	9	8.4%	
合計	116	107		

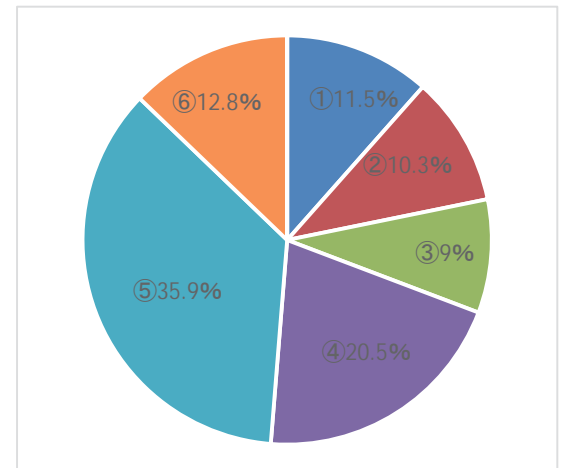
・「避難できない者」が1/3いることが分かる。



複数回答あり

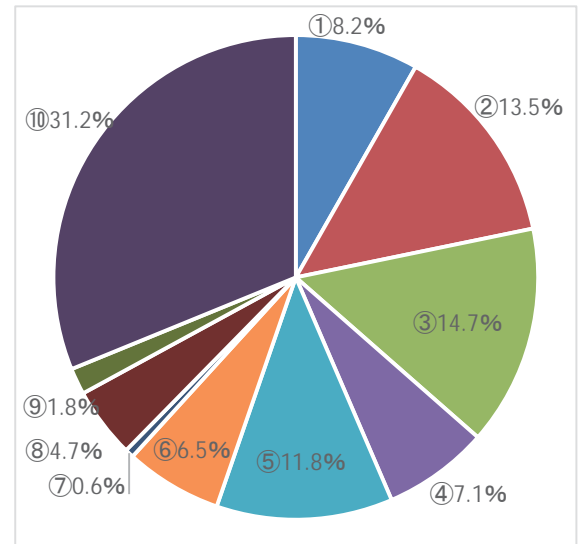
できない理由	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
① 日中に家族がいない	8	9	11.5%	
② 頼れる人がいない	9	8	10.3%	
③ 避難先が分からない	10	7	9.0%	
④ 移動手段(車)がない	26	16	20.5%	
⑤ 体が不自由	30	28	35.9%	
⑥ 放送が聞き取れない	9	10	12.8%	
⑦ 無回答	4	0	0.0%	
合計	96	78		

・「移動手段を持たない」、「体が不自由」が1/2以上を占める。



問11 希望サービス

複数回答あり	H20年度		H26年度	
	人数	人数	割合	
① 日中に集まれる場所	17	14	8.2%	
② 入所できる施設	37	23	13.5%	
③ 外出のための支援	38	25	14.7%	
④ 就労につなげる支援	17	12	7.1%	
⑤ 訪問サービス(家事・入浴・排泄)	19	20	11.8%	
⑥ 相談できる場所	22	11	6.5%	
⑦ 手話通訳者の派遣	1	1	0.6%	
⑧ 成年後見制度	0	8	4.7%	
⑨ その他	11	3	1.8%	
⑩ 無回答	0	53	31.2%	
合計	162	170		



その他 内訳
上京の際、面倒を見てくれる所(都内)

・「外出支援」、「入所施設」、「訪問サービス」を望む者で4割を占める。

問12 自由記載

・ 障害福祉サービス

1	障害者のための相談員の派遣(定期的)を希望します。
2	自分も障害があり娘も障害者なので、自分が亡き後、自立できる入所施設が三宅島に早く出来る事願っています。
3	運動できる場所がない(バリアフリーでない)ので、安全に身体が動かせるような施設を作って欲しい。足が不自由なので、プールで泳ぐなどの運動がしたい。
4	病気をした時1人で心配。墓掃除が大変。食品の買い出しが大変。上京通院の費用がかかるので、上京通院の補助があると良い。
5	他の島には入所施設がもう出来ているので、1日も早く三宅島で親亡き後、島外へ出ず島で生活寮かGHを早く造って欲しいです。少しだけ支援があれば、一生島で生活できるので。島から出たくないの、大好きな三宅島だから。
6	介護者の負担をかけない様、普段リハビリをしながら今の体調を維持することを心がけている。保健センターの様な場所で、常時リハビリが受けられると嬉しい。

7	障害のある人が安心して元気に生活出来る村にして下さい。障害のある人への各種制度の特例を教えてください。（NHKの受信料、軽自動車税、タクシー券など）
8	月に何度か旧阿古保育園を利用しているが、トイレが狭く、毎回とてもこわい思いをしているので、何とかして欲しいです。
9	もし出来るならば、仕事をもっているので、カウンセラーの先生なんか土日に話など聞いていただけると嬉しいです。
10	現在のあじさいの里には、障害のある人は入所出来ないと聞きます。多くの人がいると聞く。診療所の近くにすぐ対応出来る施設を作る事をお願いします。
11	現在は東京都内の入所施設にお世話になっているが、体調も調子が良くなりました。また三宅村で生活が出来る方法があればよいと思います。
12	数ヶ月前より、食事、入浴など一人で出来なくなり(今の島の状況では、一人で生活するのも困難のため)現在は娘のところでは生活している。島に家事介護などの訪問サービスが利用出来て、見守りなどのサービスがあれば、一人でも生活は出来ると思います。三宅島に帰り、生活がしたいです。
13	グループホームがあつたら幸いです。
14	知的障害施設に入所中であるが、今後、高齢に伴い特養等への移行も考えたい。
15	日常のお買物や通院などで車を利用出来ず、バスや近所の方頼みの方がいらっしゃるようになってしまっています。なんとか外出の支援を厚くしていただけないかと思う次第です。
16	移動支援が欲しいです。
17	避難所に寝台ベットの設置、身障者用のトイレの設置して欲しい。

・医療面

1	眼科の巡回相談を増やしてほしい。
2	医療体制に対してですが、プライバシーが無い。

・交通面

1	車の運転を止めたので、買い物難民となってしまった為、日中のバスを1便増加して欲しい。
2	立川に有る小型バス「くるりんバス」の様に小回りのバスを。大型バスは平常時は不用です。
3	バス停以外でも止めてほしい。

・ 就労面

1	就労に関して、職場に理解をもってもらえるような環境が欲しい。
---	--------------------------------

・ その他

1	真心を込めて仕事をして下さい。
2	偏見の目で見ないで欲しい。
3	三宅島に帰りたけれど、我慢している。電話している。
4	ヘルパーさんを、10:30から11:30にして下さい。
5	村役場を元に戻す。小中学校施設の多目的活用と解放使用。
6	障害者の身になり意見を聞いて、手すり等の作成をして下さい。使えません。神社、仏閣等、階段多く手すり、スロープ等の作成して下さい。

三宅村障害福祉計画策定委員名簿

氏名	委嘱区分	所属	備考
橘 義之	学識経験者	東京都三宅支庁	委員長
寺本 恒夫	障害福祉代表者	三宅島社会福祉協議会	副委員長
三ツ橋 佑哉	医療・保健代表者	三宅村中央診療所	
城所 敏英	医療・保健代表者	東京都島しょ保健所三宅出張所	
堀井 美也子	障害者(家族)代表者		

第4期三宅村障害福祉計画 開催経過

第1回	1月22日 (木)	<ul style="list-style-type: none">・ 委員長、副委員長の選任・ 計画策定における説明・ 数値目標の設定・ アンケート結果の報告・ 次回のスケジュール調整
第2回	2月26日 (木)	<ul style="list-style-type: none">・ 文章の見直し・ 数値目標の最終確認

三宅村障害者福祉計画策定委員会設置及び運営要綱

(設置)

第1条 国が定める「障害者福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域等事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して三宅村が行う、サービスの確保・円滑な提供について、平成27年度から平成29年度を第4期とする三宅村障害者福祉計画(以下、「福祉計画」という。)を策定するにあたり、三宅村障害者福祉計画策定委員会(以下、「委員会」という。)を設置して、意見を反映させる。

(所掌事項)

第2条 委員会は、三宅村長(以下「村長」という。)の諮問により、委員会を開催し、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画に必要な調査に関すること
- (3) その他、村長が前各号に関して必要と認める事項に関すること

(構成)

第3条 委員会の委員は、村長が委嘱し、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 障害者(家族)代表者 1名
- (2) 障害福祉代表者 1名
- (3) 保健・医療代表者 2名
- (4) 学識経験者 1名

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(召集)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 委員の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は必要があるときは委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議、会議録及び会議に係る資料は、公開とする。

ただし、出席した委員の過半数により決したときは、その全部又は一部を公開しない。

(守秘義務)

第9条 委員会に出席した者は、委員会の内容その他職務上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、三宅村村民生活課とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成26年9月1日から適用し、平成27年3月31日をもって廃止する。

三宅村障害福祉計画

平成 27 年 3 月

発行 / 三宅村

編集 / 三宅村役場 村民生活課 福祉係

東京都三宅島三宅村阿古497

電話 04994-5-0904